

平成 27 年度第 4 回理事会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 3 月 16 日（水） 午後 1 時 00 分
- 2 場 所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室
- 3 現在の理事数 6 名
- 4 出席理事及び監事
(理事) 6 名
澤博史、横山泰宏、蜂須賀俊光、松崎出、鈴木剛英、加藤基
(監事) 2 名
川澄佳充、柴田匡司
- 5 欠席理事及び監事 なし
- 6 事務局 事務局長、総務係長、物資係長
- 7 議事の進行及び定足数の確認
 - (1) 定足数の確認について
事務局より定款第 42 条の規定により定足数を満たしているので、本会が成立していることを告げた。
 - (2) 議事の進行について
定款第 41 条の規定により、理事長が議長となるが第 1 号議案で代表理事の選任を行うため、理事の中より議長を選出し、理事 澤博史が議長となり議事を進行した。
- 8 議決事項
 - 第 1 号議案 平成 27 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算（第 1 号）について
 - 第 2 号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の一部改正について
 - 第 3 号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の一部改正について
 - 第 4 号議案 平成 28 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算（案）について
 - 第 5 号議案 評議員会の開催について
- 9 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
 - (1) 議案審議
 - ア 第 1 号議案 平成 27 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算（第 1 号）について
議長から第 1 号議案について説明を求められ、別紙「平成 27 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算（第 1 号）」により、平成 27 年度歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 67,780 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,517,703 千円とし評議員で承認をいただく旨を事務局が説明した。質疑はなく、議長は第 1 号議案について理事

に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

イ 第 2 号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の一部改正について

議長から第 2 号議案について説明を求められ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により就業規則の一部を改正する旨を事務局が説明した。質疑はなく、議長は第 2 号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

ウ 第 3 号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の一部改正について

議長から第 3 号議案について説明を求められ、国民の祝日に関する法律の改正により祝日が増え、職員の年間労働時間の変動により 1 時間あたりの労働単価が改正されるための条項の改正、市の給与改正により協会職員の基本給表等の改正、また協会職員の標準職務表について役職に合わせて整備する旨を事務局が説明した。

質疑はなく、議長は第 3 号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

エ 第 4 号議案 平成 28 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算（案）について

議長から第 4 号議案について説明を求められ、平成 28 年度公益財団法人岡崎市学校給食協会の事業計画及び収支予算（案）に基づき、平成 28 年度の収支予算について歳入歳出の総額を 2,605,431 千円とする旨を事務局が説明した。質疑はなく、議長は第 4 号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

加藤理事より、アレルギー対応について現在どのように行っており、今後はどのように進めていくのか。また東部学校給食センターが開設され保護者の反応はどうかと問われ、東部学校給食センターが 27 年 9 月に開設され調理場内にアレルギー対応の部屋ができ、卵の除去食を行っており 28 年 9 月よりは乳の除去食に対応するよう準備を進めている。また保護者の反応については、先月に試食会を行ったアンケートによると「美味しい」という意見が多い旨を答えた。

また加藤理事より、調理員の給料についてどのような仕組みになっているか問われ、副主任、主任、統括主任と昇任すると級が上がるようになっている旨を説明した。

鈴木理事より、28 年度予算において給食材料費が前年度より上がっている理由、前年度と比較して食数は増えているのか、また事業費が上がっている理由を問われ、給食材料費については、給食実施日数が増えており、食数については、前年度と比較して児童生徒が 200 名程増えていると答えた。また事業費の増については、東部学校給食センターが新しくなり電気料及び水道料の増である旨を答えた。

オ 第 5 号議案 評議員会の開催について

議長から第 5 号議案について説明を求められ、定款の規定により評議員会の開催を理事会で決議する旨を事務局が説明した。質疑はなく、議長は第 5 号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

10 報告事項

(1) 評議員の辞任及び選任について

評議員の磯村和正氏が逝去され、後任の評議員を評議員会で選出する報告を行った。

(2) 職務の執行状況について

常務理事が職務の執行状況について報告を行った。

以上をもって、議長は閉会を宣した。

閉会 午後 1 時 40 分